



あたらしいざいりゅうせいど ねんがつこのか あたらしか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

	じぶん ほか ひと い 5 自分のかわりに他の人に行ってもらおうと いにんじょう ひつよう きは委任状が必要です。		
--	--	--	--

(※)ひっこしたところの市役所や区役所はあなたの在留カードに新しい住所を書きます。

けっこん りこん
4-2 結婚するとき、離婚するとき

けっこん りこん
([C 結婚・離婚](#) をみてください)

けっこん こんいんとどけ だ りこん りこんとどけ だ けっこん りこん ふたり
結婚するとき、「婚姻届」を出します。離婚するとき「離婚届」を出します。結婚する(離婚する)2人
の住んでいる市役所や区役所に 出します。どちらの住所でもいいです。

ふたり なか ひとり がいこくせき ふたり がいこくせき にゅうこくかんりきよく たいしかん りょうじかん し
2人の中で1人が外国籍、2人とも外国籍のとき、入国管理局と大使館や領事館にも知らせ
なければなりません。

こ う
4-3 子どもが生まれたとき

ざいりゅうしかく あか こ
([B 在留資格2-8](#)、[H赤ちゃん子ども2](#) をみてください)

こ う しゅっしょうとどけ だ こ う どう かあ
子どもが生まれたとき「出生届」を出します。子どもが生まれたところか、お父さんとお母さんが
住んでいるところの市役所に 出します。

どう かあ がいこくせき ふたり がいこくせき にゅうこくかんりきよく たいしかん
お父さんかお母さんかどちらかが外国籍のとき、2人とも外国籍のときは、入国管理局と大使館や
領事館にも知らせなければなりません。

ちゅうちようぎざいりゅうしゃ こ にほん す ちか にゅうこくかんりきよく ざいりゅうしかく しんせい
中長期在留者の子どもが日本に住みたいときは近くの入国管理局で在留資格の申請をし
ます。そのとき「出生証明書」と「出生届受理証明書」を持って行ってください。

しゅっしょうとどけ しやくしょ くやくしょ だ あと ざいりゅうしかく しんせい じゅうみんひょう うつ
もし出生届を市役所や区役所に出した後で在留資格の申請をするときは「住民票の写
し」か「住民票記載事項証明書」を持って行ってください。そうすれば在留資格をもらった後、市役
所や区役所に「住居地の届出」をしなくていいです。

し
4-4 死んだとき

てつづ
([D いろいろな手続き4](#) をみてください)

ひと し し ひと かぞく す しやくしょ くやくしょ しほうとどけ だ
人が死んだところか、死んだ人の家族が住んでいるところの市役所や区役所に「死亡届」を出しま





あた ら ざいりゅう せいど ねん がつこのか あた ら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ら ざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

し ひと ざいりゅう ちか にゅうこくかん りきょく かえ たいしかん りょうじかん し
す。死んだ人の 在留カードを 近くの 入国管理局に 返して ください。また大使館や 領事館にも 知ら
せなければなりません。